

さや の もと い ぜき
幸ノ元井堰

－第 1 次調査－

平成 19 年
太宰府市教育委員会

さや の もと い ぜき
幸ノ元井堰

－第 1 次調査－

平成 19 年
太宰府市教育委員会

序

本書は、太宰府市内を流れる御笠川上流で太宰府天満宮周辺の門前町一帯に導水していた幸ノ元井堰に関する文化財調査報告書です。

平成 15 年 7 月 19 日未明、市内では時間あたりの最大雨量が 100mm 前後という記録的な豪雨に見舞われました。山は崩れ、各河川も軒並み氾濫し、大きな被害が出ました。この時、幸ノ元井堰もほぼ全壊してしまいましたが、井堰があった場所の河床からは古い井堰に伴うとみられる石敷き遺構が見つかりました。本書は、この井堰に関する調査結果と関連する過去の記録等をまとめたものです。

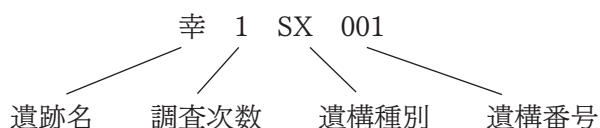
本書が学術研究はもとより文化財への理解と認識を深める一助となり、広く活用され、ひいては文化財愛護の精神が高揚することを心より願っております。

最後になりましたが、本調査に対しご理解ご協力いただきました、関係各位ならびに諸機関の方々に心からお礼申し上げます。

平成 19 年 3 月
太宰府市教育委員会
教育長 關 敏治

例言

1. 本書は、太宰府市大字太宰府 4908-1 の御笠川河床に位置する幸ノ元井堰^{さやのもといぜき}に関する文化財調査報告書である。
2. 平成 15 年 7 月の豪雨により破壊された幸ノ元井堰と、一連の河川復旧工事の際に検出した石敷き遺構について調査を実施した。調査は関係者と協議の上、各工事の合間に実施した。
3. 復旧工事関係者との調整や工事立会は城戸康利が行った。調査は井上信正・山村信榮が担当し、調査内容の整理は、井上・城戸が担当した。
4. 遺構実測は、井上・森若知子が行った。全体遺構実測については山村が行った他、航空測量図化を東亜建設技術（株）が行った。
5. 遺構実測図および遺構配置図は、全て国土調査法第 II 座標系を基準としている。したがって、図中に記載される方位は、特に注記のない限り座標北（G.N.）を指している。
6. 個別写真撮影は井上、山村、城戸が行い、空中写真撮影は（有）空中写真企画（代表 檀陸夫）が行った。
7. 遺構全体図および各遺構図はデジタルトレースを行い、図版とした。これを井上・森若が行った。fig.9～12 については山村信榮、下高大輔が浄書した。
8. 調査に際しては、大本照憲氏（熊本大学工学部助教授（環境システム工学科））、山下三平氏（九州産業大学工学部教授（都市基盤デザイン工学科））、梶原良則氏（福岡大学人文学部教授（近世史））にご来場いただきご指導を賜った。
9. 本件に関する遺構番号は、以下の要領で理解される。なお報告の中では、内容が明らかなものについて、その遺跡名・調査次数を略する。



10. 本書の執筆については、井上、城戸が行った。担当は目次および各本文末に記載している。なお本文VIについては、梶嶋政司（九州大学附属図書館付設記録資料館 九州文化史資料部門助手）に原稿を賜った。編集は井上信正が行った。
11. 竹森文書の掲載に際しては、所有者の太宰府天満宮文化研究所に文書翻刻・掲載許可をいただいた。また有吉家文書目録掲載については所有者の有吉林之助氏にご協力いただいた。記して感謝いたします。
12. 調査に関し、以下の方々に特にお世話になった。記して感謝いたします。
松隈正志・安武勝広（株式会社 宮原土木建設）、恒成美裕己（福岡県 那珂土木事務所）、
双葉老人ホーム・九州産業大学都市基盤デザイン工学科山下研究室の皆さん。〈順不同〉
13. 調査で生成した図面、写真、デジタルデータ等の記録類は、太宰府市教育委員会が保管している。

目次

I. 幸ノ元井堰第1次調査の調査経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(城戸康利)	3
II. 調査組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		4
III. 調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(井上信正)	6
1. 遺構		
2. 調査のまとめ		
IV. 幸ノ元井堰の欠失した固定堰について・・・・・・・・・・・・	(城戸康利)	16
V. 幸ノ元井堰跡保護工事について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(城戸康利)	17
VI. 文献資料に見る幸ノ元井手の歴史・・・・・・・・・・・・・・	(梶嶋政司)	21
1. 竹森文書にみる江戸時代の幸ノ元井手		
2. 有吉家文書にみる明治・大正期の幸ノ元井手		
3. 幸ノ元井手関係略年表		
写真図版		
Pla. 1 ～ 8		
VII. 幸ノ元井堰関係文書		



- | | | | |
|------------|-----------------|-----------|------------------|
| 1. 大野城跡 | 10. 水城跡 | 19. 原口遺跡 | 28. 剣塚遺跡 |
| 2. 岩屋城跡 | 11. 大宰府政庁跡 | 20. 篠振遺跡 | 29. 唐人塚遺跡 |
| 3. 陣ノ尾遺跡 | 12. 観世音寺 | 21. 前田遺跡 | 30. 峯遺跡 |
| 4. 筑前国分寺跡 | 13. 遠賀団印出土地 | 22. 宮ノ本遺跡 | 31. 桶田山遺跡 |
| 5. 辻遺跡 | 14. 大宰府条坊跡(破線内) | 23. 雛川遺跡 | 32. 太宰府天満宮(安楽寺跡) |
| 6. 国分松本遺跡 | 15. 君畑遺跡 | 24. フケ遺跡 | 33. 浦城跡 |
| 7. 筑前国分尼寺跡 | 16. 般若寺跡 | 25. 尾崎遺跡 | 34. 原遺跡 |
| 8. 国分千足町遺跡 | 17. 市ノ上遺跡 | 26. 脇道遺跡 | |
| 9. 御笠団印出土地 | 18. 神ノ前窯跡 | 27. 殿城戸遺跡 | |

fig.1 太宰府市とその周辺の遺跡(1/30,000)

I. 幸ノ元井堰第1次調査の調査経緯

幸ノ元井堰は、御笠川に設置された取水堰である。近世には絵図・文献のなかに見ることができる。連歌屋・馬場・新町・大町・五条の水田灌漑用水に使用されるとともに、太宰府天満宮門前の小町（小鳥居小路）を通過しているため、防火用水としても使用されていた。

平成15年7月19日に発生した時間雨量100mmを超える豪雨により、太宰府地方では各所で浸水・土砂崩れ・土石流が発生し大きな災害となった。当時、幸ノ元井堰はコンクリート造りの固定堰であったが、被災し全壊状態となった。

災害復旧が進行する中で、幸ノ元井堰付近で御笠川の応急処置作業中の(株)宮原土木建設より、井堰により水没していた上流側で石組み様の構造物があることの旨が、文化財課に知らされた。文化財課では壊れたコンクリート造りの井堰跡の実測および周辺測量を行った。

その後、まちづくり技術開発課・福岡県那珂土木事務所と石組み状遺構の取り扱いの協議を開始し、同時にその位置づけのために太宰府市史資料室に史料調査を依頼し、また熊本大学大本照憲助教授、九州産業大学山下三平教授に現地を見ていただいた。

その結果以下の評価と方針に到った。

1. 石組み状遺構はコンクリート造堰の前身であると判断され、石造りに変える時期が江戸後期であるため築造時期もそれ以降、明治初期以前と考えられ、太宰府にとって保存すべき文化財である。
2. コンクリート造の堰は近代の所産であると考えられ、可動堰が主流となっている中での固定堰の存在は貴重であるが河川管理上原状での保存はできない。
3. 災害復旧は護岸を固める工事を行い、河床掘削は行わない。
4. 護岸工事までに発掘調査による記録作成を行い、文化財としての取り扱い方法を協議決定する。

これにより平成15年12月22日～平成16年2月3日まで発掘調査を実施し、石組み状の遺構は石畳状石敷きが主体であることが判明した。一方、保護措置は平成16年度の護岸工事の時期にあわせて、石組み状遺構の下流側に遺構保護帯工を施し遺構を水底へ沈め、近隣で散乱していた胴木の一部とみられる角材を引き揚げ保管した。

また護岸工事の際に、河床から発見された明治13年銘の「三浦潮井」碑および解説板を現地左岸に設置した。

(城戸康利)

Ⅱ. 調査組織

平成 15 / 2003 年度・・・調査実施

総括	教育長	關 敏治
庶務	教育部長	白石純一
	文化財課長	木村和美
	文化財保護係長	和田敏信（～6月30日） 久保山元信（7月1日～）
	保護活用係長	久保山元信（10月1日～）
	文化財調査係長	神原 稔（～9月30日）
	調査係長	永尾彰朗（10月1日～）
	事務主査	藤井泰人
	主任主事	大石敬介
調査	主任主査	城戸康利
	技術主査	山村信榮
		中島恒次郎
	主任技師	井上信正
		高橋 学
		宮崎亮一
	技師（嘱託）	下川可容子
		森田レイ子
		柳 智子
		渡邊 仁

平成 16 / 2004 年度・・・復旧工事实施

総括	教育長	關 敏治
庶務	教育部長	松永栄人
	文化財課長	木村和美
	保護活用係長	久保山元信
	調査係長	永尾彰朗
	事務主査	藤井泰人（～6月30日） 齋藤実貴男（7月1日～）
	主任主事	大石敬介
調査	主任主査	城戸康利
	技術主査	山村信榮
		中島恒次郎
	主任技師	井上信正
		高橋 学
		宮崎亮一
	技師（嘱託）	下川可容子
		森田レイ子

柳 智子
渡邊 仁
長 直信
松浦 智

平成 17 / 2005 年度・・・調査実施

総括	教育長	關 敏治
庶務	教育部長	松永栄人
	文化財課長	木村和美（～6月30日） 齋藤廣之（7月1日～）
	保護活用係長	久保山元信
	調査係長	永尾彰朗
	主任主査	齋藤実貴男
	事務主査	大石敬介
調査	主任主査	城戸康利 山村信榮 中島恒次郎
	技術主査	井上信正
	主任技師	高橋 学 宮崎亮一
	技師（嘱託）	下川可容子 柳 智子 長 直信 松浦 智

平成 18 / 2006 年度・・・調査実施

総括	教育長	關 敏治
庶務	教育部長	松永栄人
	文化財課長	齋藤廣之
	保護活用係長	久保山元信
	調査係長	永尾彰朗
	主任主査	吉原慎一（7月1日～） 齋藤実貴男
	事務主査	大石敬介（～6月30日）
調査	主任主査	城戸康利 山村信榮 中島恒次郎
	技術主査	井上信正
	主任技師	高橋 学 宮崎亮一
	技師（嘱託）	柳 智子 下高大輔

Ⅲ. 調査の概要

1. 遺構 (fig.3 ～ 7)

検出された遺構については、石敷き遺構、川の護岸として機能したとみられる石積とその基礎とみられる胴木列、梯子状胴木遺構がある。以下、それぞれについて述べる。

石敷き遺構

幸 1SX001

御笠川の川底で、流れに直交するよう設けられた石畳状に並べられた石敷きと、それを固定する木枠を含めた構造物を総称する。なおここでは SX009 は含まない (SX009 は後述する)。

確認した石敷きの範囲は、南北幅 11.65m、東西幅 7.1m(最大) に及ぶ。

以下、石敷きの西半分 (下流側) と東半分 (上流側) を分けて述べる。なお、SX001 から遺物等は見つかっていない。

<SX001 西半分 (下流側)>

石敷きの西半分(下流側) は、約 15 ～ 20cm (5 ～ 7 寸弱) 程度の角材を使用して、平面形が概ね 2.2 × 2.8m(通り芯間) 程度の平行四辺形で一区画を設けるように木枠を組み、区画の中に天端をほぼ水平にそろえて石材を敷くといった工法が採られている。

ここで便宜的に、南北に伸びる柱列については東側柱列を SX002、西側柱列を SX003 とし、東西の角材 5 本については、それぞれ SX004 ～ 006、SX010 ～ 011 と呼称した。なお SX006 については角材そのものは失われているが、対面するホゾ穴が存在することと、それを結ぶ直線上に石敷きの隙間が認められることから、ここにも角材があったことを窺うことができる。また SX002・003 については、ホゾ穴を確認した箇所をそれぞれ SX002a ～ j、SX003a ～ j とした。これは基本的にはホゾ穴毎に採番したが、複数のホゾ穴をまとめて対象としたものもある。さらに SX002 では 2 本、SX003 では 3 本の角材を接いで柱列としているため、角材を示すため、北から順に番号を付した (SX002①～②、SX003①～③)。なおそれぞれの長さは、SX002①は 6.35m 以上、SX002②は 4.83m、SX003①は 3.72m 以上、SX003②は 2.75m、SX003③は 2.58m を測る。

さて、南北に伸びる 2 列の柱列 (SX002・003) の脇には、東西の角材 (SX004 ～ 006、SX010 ～ 011) を差し込むためのホゾ穴が切られている。東西の角材と結合する部分は、さらに天地方向にホゾ穴を切っており、そこに川底に打ち込んだ杭の先端を加工して、その天地方向のホゾ穴に貫通させ、固定している。木枠の天端高は、標高 48.3m 前後で水平を保っている。

天地方向に穿たれたホゾ穴は、いずれも川底に打ち込まれた杭と結合していると想定できよう。こうした天地方向のホゾ穴を確認した箇所は、南北の柱列 (SX002・003) にのみ見られ、東側柱列 (SX002) で 12 ヶ所、西側柱列 (SX003) で 11 ヶ所確認された。東西方向の角材との結合部や、南北方向の角材 (SX002①～②、SX003①～③) が互いに結合する箇所の近くなど、補強が必要な部分では必ず天地方向のホゾ穴を確認できる。

川底に打ち込まれた杭の状況がある程度確認できたのは SX003c のみである。ここには径 18cm (6 寸) の丸太材が使用されていた。木枠を固定するものとしてはこのほかに、西側の南北柱列 (SX003) の西側 (下流側) に沿うように径 8 ～ 9cm 程度の杭が密接して打ち込まれている。さらにこの西側に沿うように横たわる角材も同様の意図を持つものとみられる。

こうして形成された木枠による区画は 5 区画分検出され、南端が台形を呈することを除くと、平行四

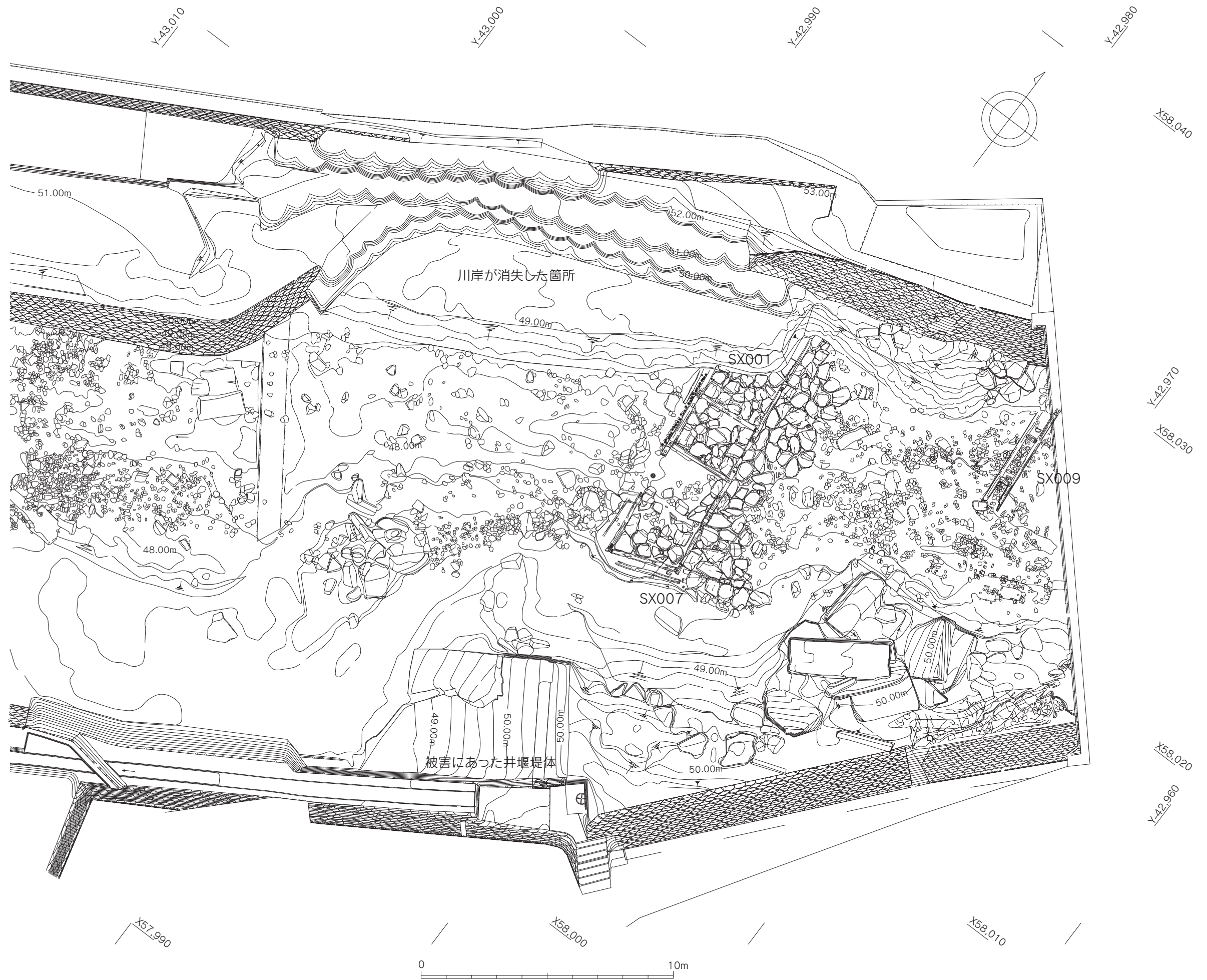


fig.3 幸ノ元井堰第1次調査 調査地点全体図(1/150)



fig.4 幸ノ元井堰第1次調査 SX001・SX009実測図(1/100)

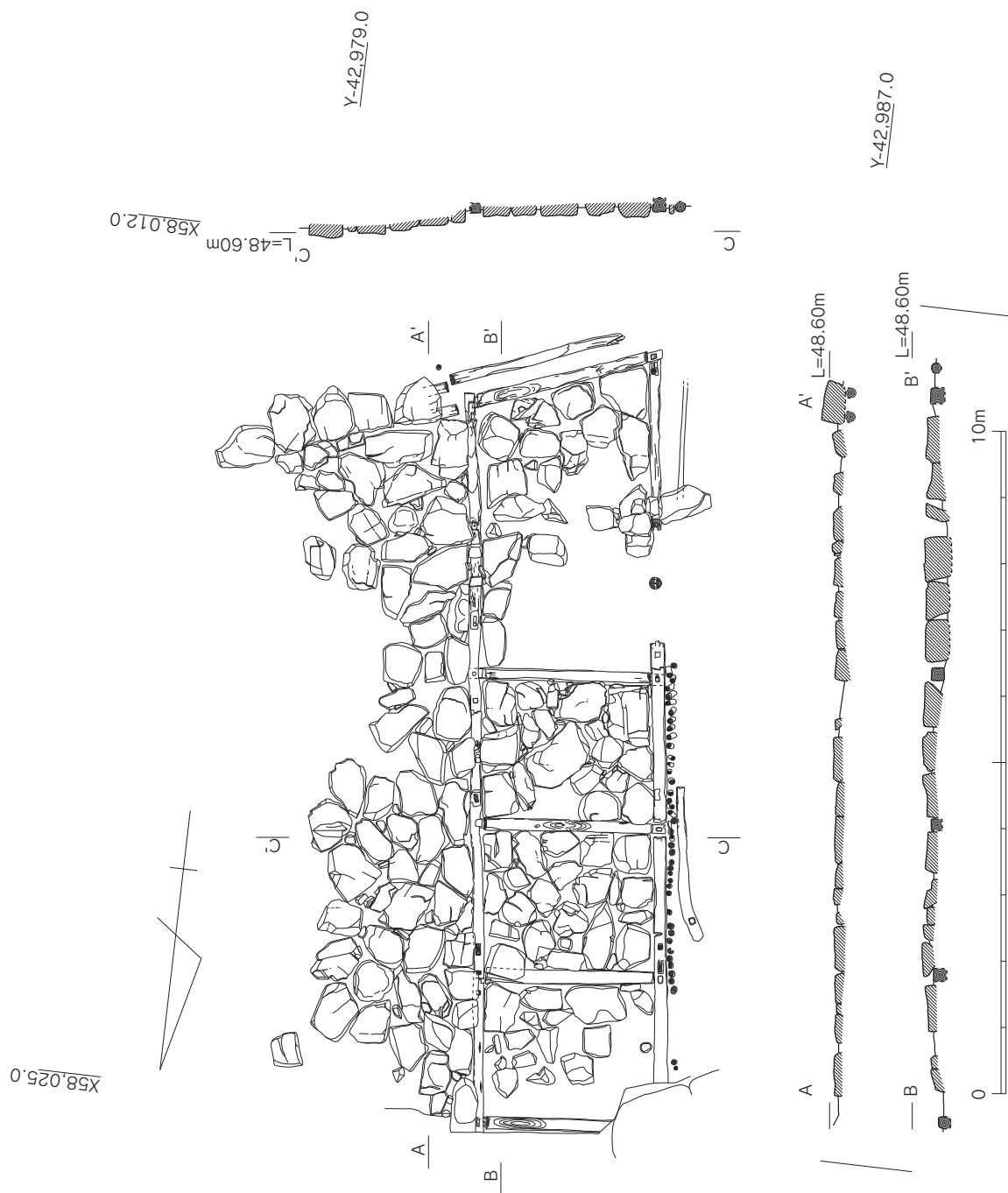
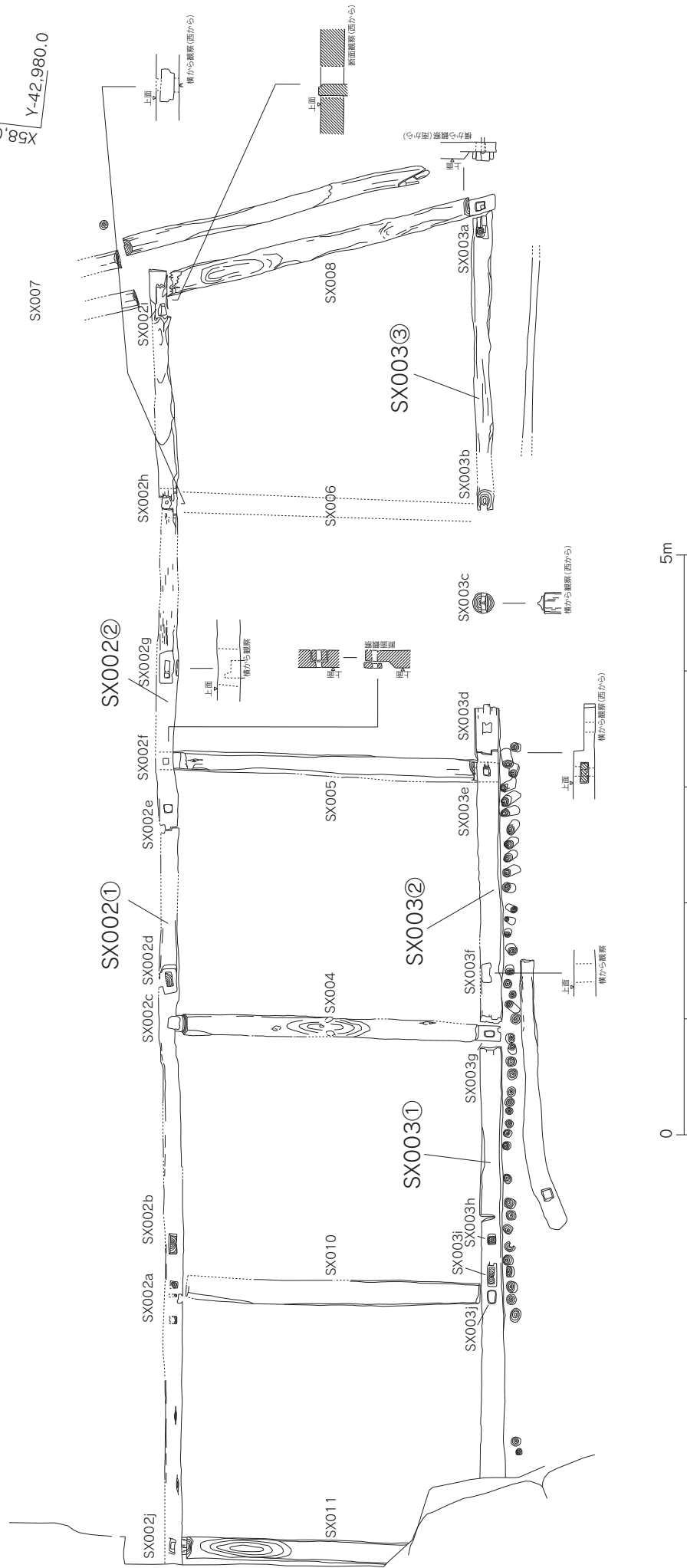


fig.5 幸ノ元井堰第1次調査 SX001(石敷遺構)実測図(1/100)

X58.025.0



X58.013.0
Y-42,980.0



Y-42,987.0

fig.6 幸ノ元井堰第1次調査 SX001木枠実測図(1/50)

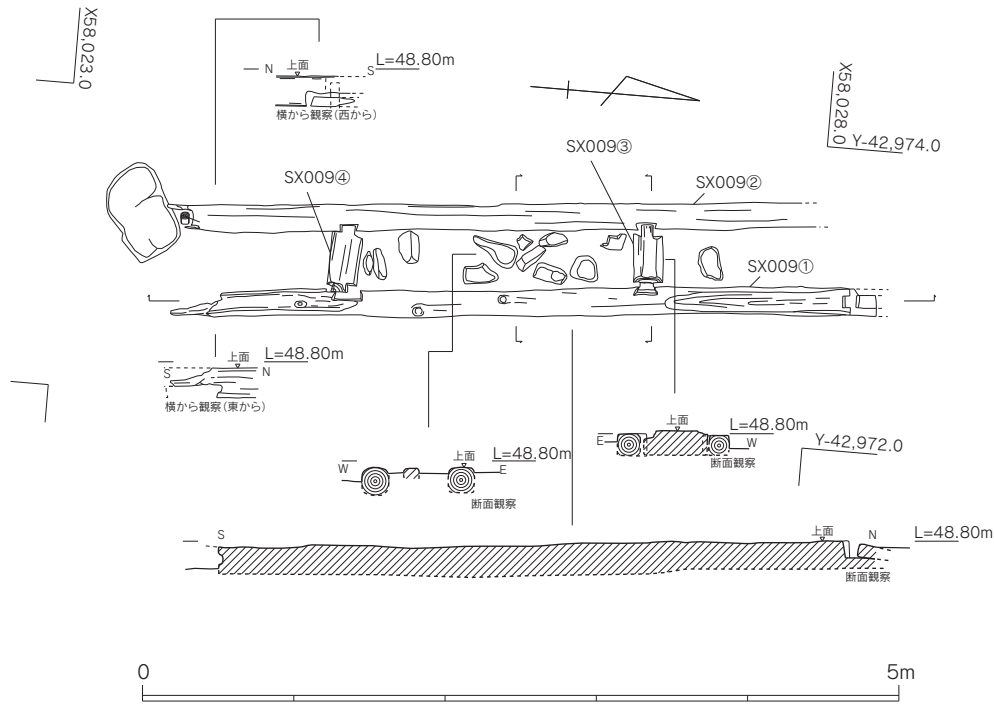


fig.7 幸ノ元井堰第1次調査 SX009(桐木)実測図(1/50)

辺形を呈している。SX002 の北端 (SX002j 付近) を見ると、木枠の角材は北にも延びているので、北側にさらに一区画分存在していることが予想され、全体の南北幅は少なくとも 13.9m 程度はあることが言えるだろう。

木枠の中には石敷きが設けられており、木枠の天端より 5 ～ 10cm 弱程度高い、概ね標高 48.40m 程度で水平面を形成している。石材はいずれも花崗岩とみられ、大きさは縦横 50cm を前後する大きさのものが多い。

<SX001 東半分 (上流側)>

SX002 より東側の、石敷きの東半分 (上流側) では木枠は確認されていないが、ここにも縦横 50cm を前後する大きさの花崗岩とみられる石材を並べ、天端高を揃えて石敷きを形成している。欠失している部分も多いが、東西幅 2.5m 程度が残存している。石敷き天端高は、南北方向はほぼ水平だが、全体的に西側 (下流側) に向かってわずかに傾斜している。SX002 としての南北方向の柱列に接する場所から 1.4m 前後東側 (石材で 3 個分程度) までは 8.5° 前後の傾斜角があり、それよりさらに東側では 4.5° 前後の傾斜角を有する。SX002 に接する部分は、石材上面端部が SX002 に被さるように張り出しているものも少なくない。

護岸石積と、その基礎とみられる桐木

幸 1SX007

SX001 の南端 (川岸側) には、約 15 ～ 18cm (5 ～ 6 寸) 程度の丸太材が 2 列並行して置かれている。その東側では、2 列の丸太材の上に石材が一段分 (現存で石材 5 個) 並べられており、丸太列と石材を併せて SX007 と捉えた。角材が 2 列並んでいるのは、石材の沈下を防ぐための基礎として機能したことが想定され、5 個並んでいる石材の天端は石畳部分の天端と比べて 15 ～ 20cm 程度高くなっている。こうした状況と、遺構全体の南端 (川岸側) に平行していることから、これは川岸の護岸として機能していたと想定している。護岸としての機能を考慮すると石材を数段積み上げ、石垣となっていたことは十分考えられる。なお SX007 から遺物等は見つかっていない。

梯子状胴木遺構

幸 1SX009

SX001 の石敷きから約 6 ～ 7m 上流に、SX001 に平行して角材が梯子状に並んだ箇所がある。これを SX009 と捉えた。約 18cm (6 寸) の角材 2 本が、通り芯約 0.6m で南北方向に平行しており、その間の 2 箇所にはホゾ穴を切りこみ、東西方向の支柱材を入れている。南北方向の角材の内、東側 (上流側) を SX009①、西側 (下流側) を SX009②、東西方向の支柱材の内、北側を SX009③、南側を SX009④とする。SX009①は長さ 4.66m 以上 (ほぼ近似する値でおさまるとみられる)、SX009②は長さ 4.29m 以上、SX009③は長さ 0.43m で幅約 19cm、SX009④は長さ 0.44m で幅約 20cm を測る。

南北方向角材の内、西側の角材 (SX009②) の南端については、さらに南に伸びる別の角材の北端の一部が残存しており、その端部同士を上下に組むよう加工している。さらに、組んだ部分はさらに天地方向にホゾ穴を穿ち、川岸に打ち込んだ杭と結合していた状況が観察される。また、東側角材 (SX009①) の北端でも、さらに北側に伸びる別の角材の南端が確認され、その端部同士を上下に組むよう加工している。ここでは両角材が東西に緩まないように SX009①側の組み手の端部にホゾを切り、ここに北側に伸びる角材の端部を差し込むようになっている。ただ、ここでは川底に打ち込んだ杭と結合するような天地方向のホゾ穴は確認されていない。

なお、角材の間に図示した石については、この柱組みを補強するため当初より設置されたものかどうかについては定かではない。遺構検出の際、角材と連携してしっかりと固定されているようにも見受けられたため、とりあえず図化したものである。また SX009 から遺物等は見つかっていない。

2. 調査のまとめ

今回、御笠川底で検出された石敷き遺構 (SX001) ・石垣とみられる遺構 (SX007) ・梯子状胴木遺構 (SX009) について報告を行った。流水作用による砂礫の運搬・堆積が繰り返される川底においては、層位学的検証が不可能であるが故、検出した遺構について、全て同時期のものか、互いに有機的に関わる一つの構造物だったかどうか、という確証を得ることは極めて困難といえる。

ただ、石敷き遺構 (SX001 と SX007) と梯子状胴木遺構 (SX009) が平行していること、両者における工法の類似点・材木選定の類似点を鑑み、ここでは一連の構造物だったと想定し、それを踏まえてその関連を述べることで、まとめとしたい。

ここでは、構造物全体の範囲についてまとめ、石敷きの機能、井堰の長さについて検討を加えることとする。

< 構造物の範囲 >

前述のように、石敷き遺構 (SX001 と SX007) ・梯子状胴木遺構 (SX009) を一つの構造物として捉えることとする。

北側 (御笠川北岸側) については、SX001 のうち SX002 の北端、および SX009 北端において、石敷きに伴う木枠が調査範囲より北側に延長されることが確認できた。また、ほぼ同じ水準高で角材が現在の河川護岸の下にもぐりこみ、さらに北に伸びていることが工事の際確認されている。こうした状況をみると旧河道は、現在よりさらに北側に広がっていたことが窺える。

南側 (御笠川南岸側) は、SX007 が川の南岸の石積護岸と想定されること、また SX007 よりさらに南側において遺構の有無の探索をしたが何も見つからなかったことから、SX007 が南限だと言える。これはほぼ確定できたといえよう。

東側 (上流側) については、今回遺構として確認できた梯子状胴木遺構 (SX009) まだがその対象と

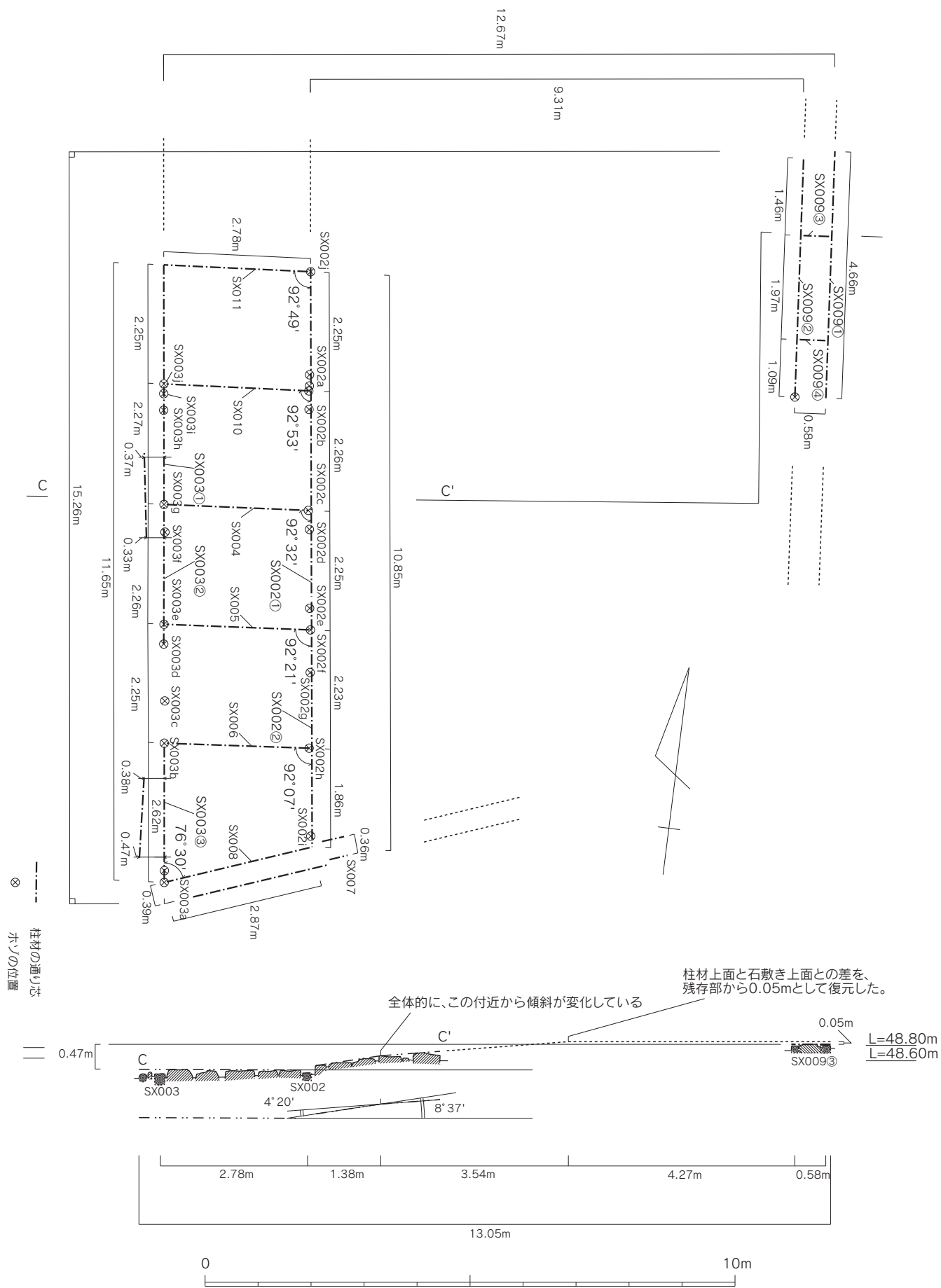


fig.8 幸ノ元井堰第1次調査 木枠間等の計測値(1/100)

なる。

西側（下流側）については、石敷きの西を画する南北柱列（SX003）よりさらに西側に延びる角材、また西に角材を伸ばすためのホゾ穴などは確認されていないこと、その替わりに、西端の柱列に沿って並ぶように杭が隙間なく打ち込まれていること等から、全体の西限は、SX003 付近とみなしてよいだろう。これはほぼ確定できるといえよう。

＜石敷きについて＞

このうち石敷きが施されていた範囲は、確認できた範囲では東西方向（流水方向）で 5.6 ～ 5.7m で、その概ね 6.6m 前後上流に梯子状胴木遺構（SX009）の南北角材西側（SX009②）が位置している。

SX001 の西半分（下流側）は石敷きの天端がほぼ水平に保つのに対し、東半分（上流側）は下流に向かってわずかに傾斜している。この SX001 東半部においても、上流側・下流側で若干の傾斜角の差が認められ、SX002 に接する下流側は $8^{\circ} 37'$ だが、上流側は $4^{\circ} 20'$ 程度となだらかになる。この石敷きの傾斜が上流側にどこまで続くのかは不明であるが、いくつかの仮定を試みた。まず SX009 の天端高を水準面とする何らかの構築物が存在したと仮定してみる。SX001 の観察で木枠角材と石敷き石材との天端高の差が 5 ～ 10cm 程度あることを根拠として、梯子状胴木遺構（SX009）の角材上面（天端高）より 5cm 上を水準面と仮定し、SX001 東側石敷きの東端の傾斜角（ $4^{\circ} 20'$ ）との接点を求めると、SX009 を含めて約 4.8m 程度の幅の水平面が導かれる。また、SX001 東側石敷き部分の東端の傾斜角（ $4^{\circ} 20'$ ）がそのまま梯子状胴木遺構（SX009）まで傾斜が延長されると想定すると、SX009 の西側角材上面（天端高）より約 0.37m の高さで接することになる。こうした仮定からどのような構造物を想定できるのか、これは筆者の力量では及ぶところではないため、参考として提示した。後考に委ねたい。

石敷きを施した理由は、流水により川底が洗い流され、挟られないようにしたためということ、容易に想像がつく。石敷きの上流側に梯子状胴木（SX009）が存在することは、これを一部とする何らかの構造物が石敷きに隣接しており、常時の流水作用だけでなく、特に臨時的に川が増水し大量の流水がなされた際に、その流水による構造物が受ける影響や機能消失を防ぐためのものだったとみられる。

＜井堰の長さ＞

遺構本文中でも述べたように、SX001 における木枠の内、SX002・003 や SX009 といった南北方向の柱列に見られる天地方向に穿たれたホゾ穴は、いずれも川底に打ち込まれた杭と結合している。この天地方向のホゾ穴を確認した箇所は、南北方向の角材同士を結合する箇所の近くや東西方向の角材との結合部など、脆弱で補強が必要と想定される箇所では、必ず確認できる。

またそうした箇所だけではなく、その他の箇所にも確認されている。そうした箇所は、その配置に特にきちんとした規格性を窺えるわけではないが、SX001 の東側柱列の中の SX002a・d・g・i、また西側柱列の中の SX003c・f・h をみると、その間隔は、大まかながら 2.7 ～ 2.8m 前後（約 9 尺）を測るようである。木枠設置以前に基礎となる杭を川底に打つ必要があり、大まかながら基礎杭の位置を設計はあったとみられる。ただ、川底であるため岩などで杭が打てない箇所もあったであろうが、柱列の通り芯をずらす事はできないため、その位置を通り芯に添って南北方向にずらした結果、現況の配置となったと想定される。

さらに観察すると、このような木枠を川底に固定するものや、木枠脆弱部分の補強目的とした箇所以外で、天地方向のホゾ穴が集中している箇所がある。それは、SX010 の東西方向角材の両端である SX002a・b と SX003h ～ j 付近に見られる。このことは構造物の全体構造の中で、ここが要の一つと捉えられたためではなかろうか。井堰等に想定される構造物の、南北全長の 1/2 あるいは 1/3 といった要となる箇所にここが位置することが想定されよう。仮に南北全長の 1/2 に位置すると考え、SX008

南端と SX010 南端の距離 (9.41m) の 2 倍とすると、約 18.8m 前後 (約 63 尺) 南北長が導かれる。つまりこれが井堰の長さだったことも考えられる。

(井上信正)

IV. 幸ノ元井堰の欠失した固定堰について (fig.9)

平成 15 年の水害で欠失した固定堰は昭和 42 年の井堰台帳によるとコンクリート造で、堰長 20.0m、堰高 1.2m と記録されている。築造年代は空欄である。昭和 48 年に太宰府地域は大きな水害があっているが、この堰が欠失した記録はなくこの規模で平成 15 年まで存在していたと考えられる。昭和 31 年頃の台帳によると堰長が 13m、堰幅 16.4m とある。平成 15 年に欠失する以前の図等は発見できなかったもので、災害後に残った部分の実測図を掲げることとする。

左岸に堰長 4.8m 分、右岸に下流側の先端部基礎が長さ 8m、幅 1m 分が残存していた。左岸は取水部が当初は間知石による石垣で築かれており、ここに堰体に取り付いている。堰体の表面はコンクリート張り、堰の最も高くなる部分に石柱を立て、柱同士を砂礫が多く入る漆喰状の 0.3m 幅の壁で連結している。柱は左岸際と左岸から 4.8m のところで検出した。漆喰状の壁は打設の単位が判明し、下より 25・40・50・20cm である。その上は厚さ 40cm のコンクリート張である。コンクリートと河床との空間には円礫の栗石が充填されていたと考えられる。

石柱は花崗岩製角柱で長さ 182cm、断面は一辺が 24cm を測り、上部より 50cm は丁寧に研磨されているが、以下は粗割りのままである。柱は河床に直接立てられ、頭部には堰板をとめる欠きこみがある。左岸より 4.8m の位置にある柱は上流側に平面 6cm の方形、長さ 44.5cm で左右両側にあるが岸側はコンクリートで埋められていた。また川岸の柱も同様の大きさで、欠きこみは片側だけである。

堰の勾配は上流側が 1 割 6 分、下流側が 3 割 8 分である。下流側は 2 段になっており、頂部から 5.6m でいったんフラットになり、さらに 6m 先で下流先端部になっていたと考えられる。上流部は頂部から 1.6m ほどで土砂に埋没したり損壊しており詳細は不明であるが河床まで張っていたと考えると 3～4m ほどであったと推定される。

水位調節の堰板をはめる部分は一箇所である。この部分は左岸から 4.8m のところから始まり、一箇所

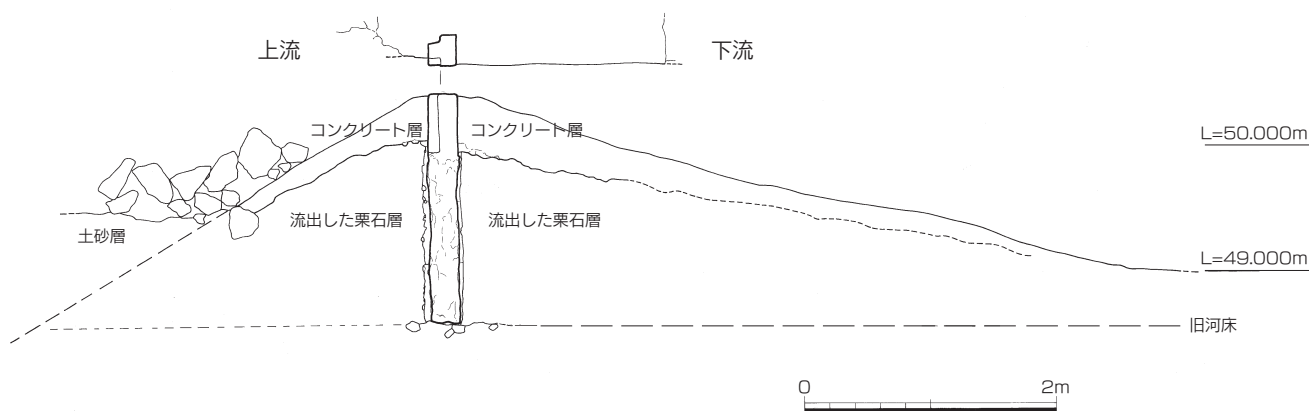


fig.9 平成 15 年まで使用されていた幸ノ元井堰断面実測図 (1/60)

だけと考えられるので堰長 20m からするとずいぶん左岸よりに設けていることになる。ただし、柱の両側に欠きこみがあることからかつては現況より 0.5m ほど堰体が低く、石柱が頭を出した状態で堰板をはめる箇所が複数設けてあったことが考えられる。

取水口は幅 0.7m、高さ 0.4m の開口部を持つコンクリート製でハンドルで鉄扉を上下するようになっている。流路幅 60cm のコンクリート製水路となっている。

(城戸康利)

V. 幸ノ元井堰跡保護工事について (fig.10~12)

今回報告した埋没していた井堰に関連する遺構は近世から近代初期までの所産と考えられ、旧宰府宿を縦断し五条を中心とする灌漑用水とする重要な水路の取水部にあたる。また、この水路は連歌屋遺跡・馬場遺跡等の発掘調査により判明している 12 世紀中頃以降に埋没している溝にその始原がもとめられ、まさに門前の歴史を背負って生きてきた水路である。その取水のための施設も当初から存在したと考えられ、今回の災害で破壊されたコンクリート造の固定堰も、その下層から発見された石敷きの遺構群も古代からの歴史の継承者であるといえる。

今次調査では埋没していた遺構群の機能・構造を明確にできなかったが、上記の認識から現地保存を行い確実な評価を将来に託す判断をし、遺構の保護措置を図ることとした。

遺構群は現御笠川の河床および右岸にあたるため常に流水の影響を受け、また杵材の木材を保存することを考えると露出しての保存は不可能と判断された。そのため、災害以前と同様に河床下に遺構群を埋没させることで保護する方針を立てた。具体的には遺構下流側に仮設のコンクリート製ブロックを据え土砂を堆積させ河床をあげるもので見かけは落差工である。

ブロックは高さ・幅とも 1.8m、長さ 3m で、下流側に洗掘を軽減させるために 2 段の段を設けた断面階段状のブロックを現場打ちで作製し、川を横断させて設置した。岸部分は護岸にあわせた形状とした。延長は約 20m である。天端には周辺の川原石を埋め込んでいる。右岸側に一箇所スロープを設けて生物の通行の助けとしたが、勾配が取れず魚道としては急すぎている。

右岸に入っている遺構部分は、護岸復旧の際には施工業者、那珂土木事務所による協力により、環境保全型ブロック積みの工夫で地下に保護されている。

今回の保存および保護施設の築造は当該地が二級河川御笠川の河川区域であり、各機関・部署での地域の文化遺産保護に対する意識の高揚により実現できたものである。今後は時機を得て評価のための調査をおこない、将来的に太宰府の文化遺産として利用されるものとしたい。

(城戸康利)

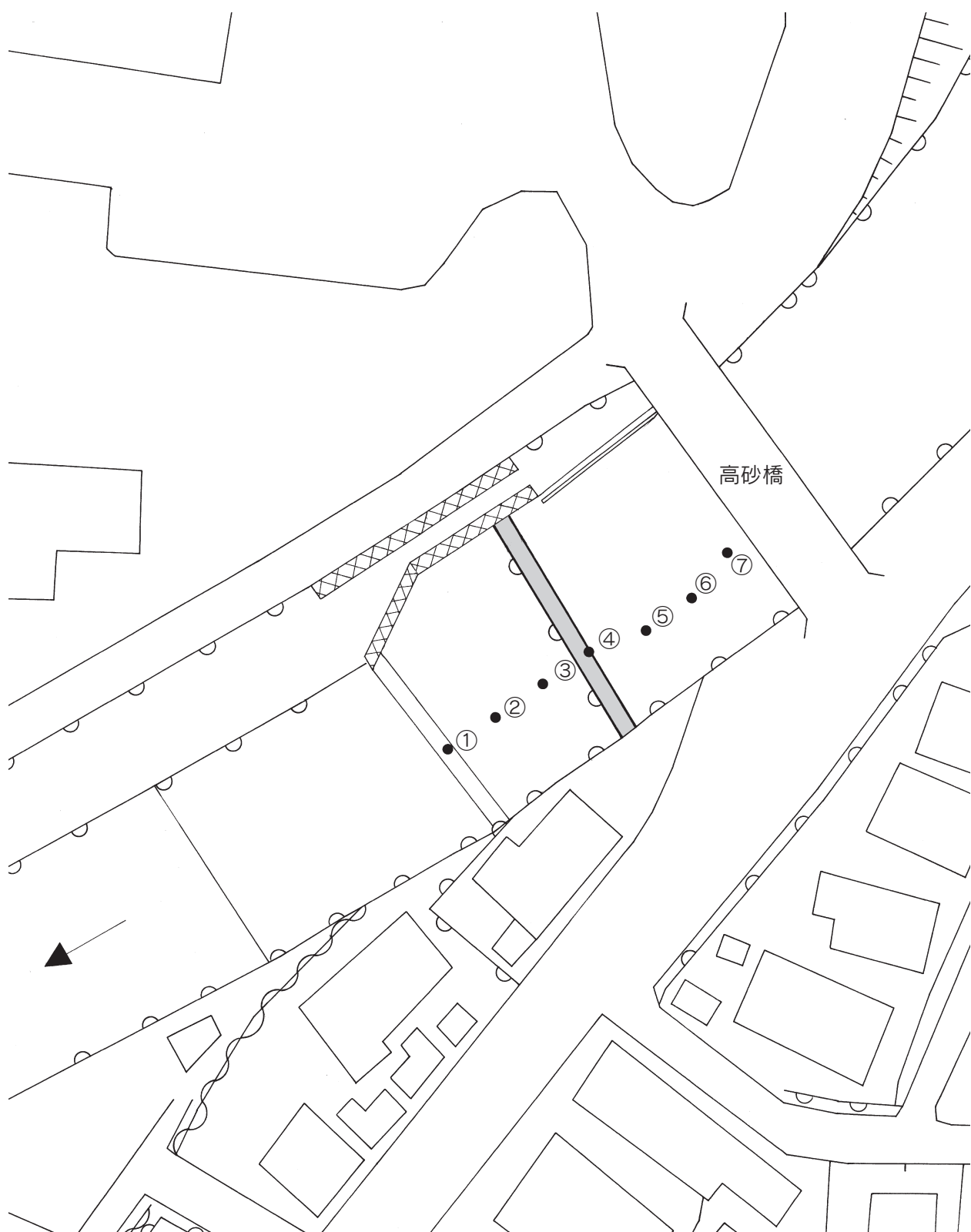


fig.10 幸ノ元井堰保護工事位置図（1/500 上が北。数字は fig.11 に対応）

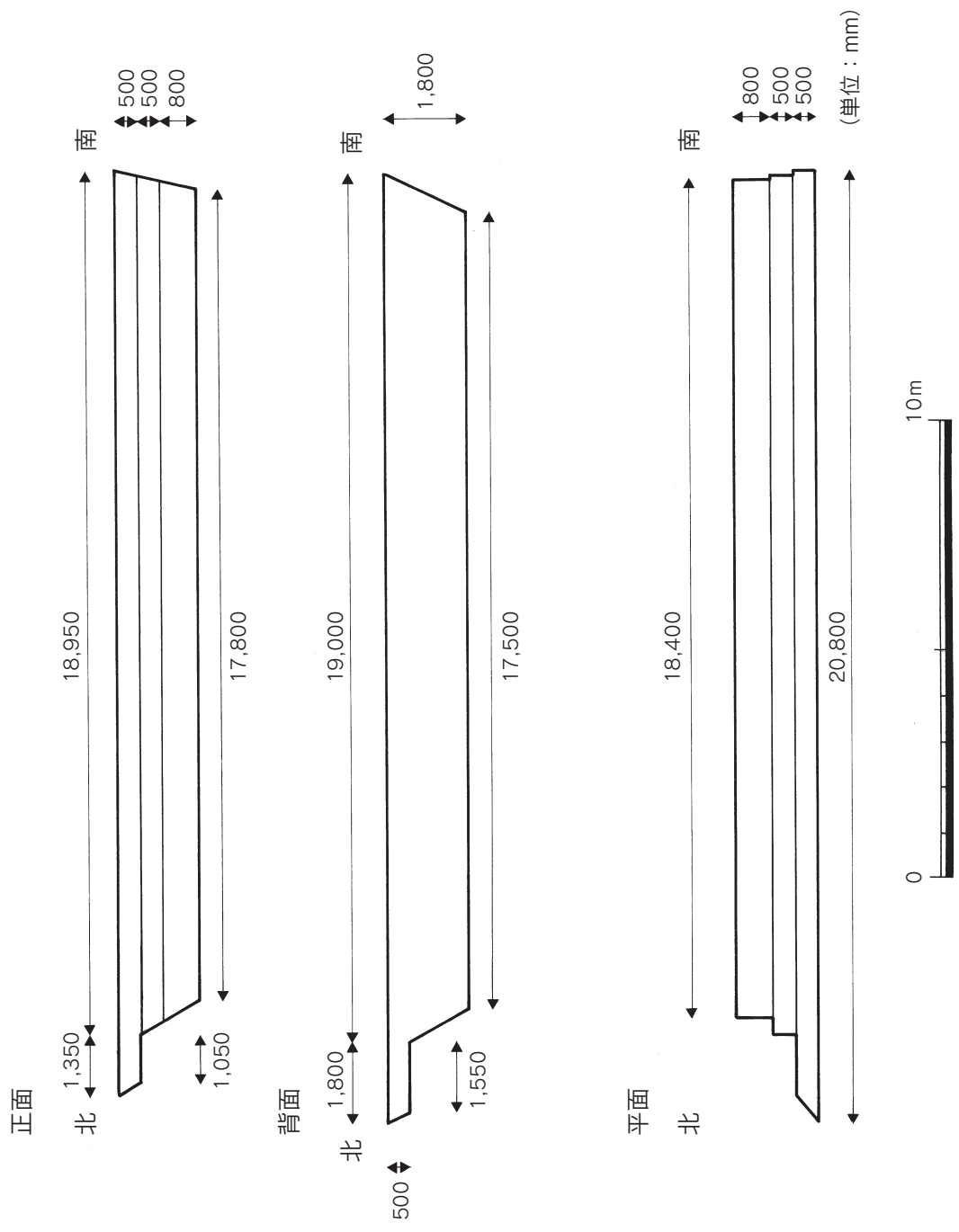


fig.12 幸/元井堰保護工事構造図 (1/150)

VI. 文献資料に見る幸ノ元井手の歴史

本章では大庄屋文書と地主家文書に残る幸ノ元井手に関する資料から十九世紀以降の井手の歴史を跡づけてみたい。

1. 竹森文書にみる江戸時代の幸ノ元井手

幸ノ元井手は江戸時代の宰府社領分にとってとても大事な井手であった。宰府社領分とは福岡藩主黒田家が太宰府天満宮に寄付した社領約二千石のことである。福岡藩が幕府へ提出した国絵図や郷帳など公式の記録には、社領分約二千石と蔵入分約千石を合わせて宰府村と表記されていることが多いが、江戸時代後半、宝暦期以降は宰府社領分と宰府蔵納分にそれぞれ庄屋が居り一村として独立していた。明治初年に宰府蔵納分と合併して宰府村となるまで天満宮領は宰府社領分と言われる。

御笠郡通古賀触の大庄屋を勤めた竹森家に伝わった文書の中に、幸ノ元井手に関する史料が存在する。このうち、天保三（一八三二）年十一月、永岡村大庄屋山内幸右衛門が郡代の神代助左衛門と頭山伝兵衛へあてた口上書を見てみると、①宰府社領分の井手などの普請は、社家銘々が行うことになっており、一円に行き届かず、洪水で洗い崩れた田地がそのままになっている所もある。堤の堅樋や底樋の仕替えも不行届で土砂が流れ込み荒堤同様だが、普請は怠ってある。②この度、宰府社領分が永岡村大庄屋幸右衛門の触下になり、右のような普請不調の訳を糺したところ、いつのころかの大洪水には郡夫の加勢が聊かあったが、それ以外は諸普請一切お構いなしで、庄屋組頭も考えることなく、なおざりにしてきたようである。③宰府社領分の田地は天満宮への寄附と社家の拝領地であるが、他村並に庄屋組頭から根付証文や皆作証拠などを提出し、凶作の年は秋に改めて検見を申請している。④諸普請を不行届のままにしておいては働作となり、水損のままで苗指も出来ない場所もあり、今は銘々の損失で済まされるが、結局は御上の御失徳となる。宰府社領分も御修復銀を上納しているので、御免用普請、御修復銀を用いて諸普請が行われてよいと考える、と主張している。要約すると宰府社領分の田地や井手の普請が行き届かず荒れているが、宰府社領分の普請には郡夫の加勢がない点を指摘した上で、宰府社領分についても他村並に御修復銀を用いて諸普請を行うことを提案している。

山内幸右衛門は、翌天保四（一八三三）年六月にも、「全体之处ハ敢而差急候儀ニも無御座候得共」とした上で、来春に幸ノ元井手を石井手にする普請を願い出ている。その口上書のなかで幸ノ元井手を、「社家分専之地専之養水ニ候得共（中略）御社領分・御蔵納分之御田地ニも用達仕、府中第一之井手所と相聞申候」と指摘している。幸ノ元井手から取水した水は宰府社領分の田地だけではなく、宰府蔵納分の田地の用水にも利用されていた。

天保四年七月、今度は太宰府天満宮の延寿王院から久野作右衛門と小嶋源五右衛門にあてた口上書が提出される。それによれば、幸ノ元井手は雑木で川の流れをせき止めた柴関で、洪水毎に破損し、年によっては五度も六度も破損し、水掛かりが悪く、田の水がほとんどない。また、幸ノ元井手から取水した水は天満宮の境内や宰府の町中の用水にも用い、余った水は宰府蔵納分や近村の田水に利用されている、とある。故に、石井手として丈夫にしたいが、自力では及び難く、御修復を願い出ているのである。この口上書から天保期（一八三〇～四四）以前の幸ノ元井手は雑木を用いた井堰であり、取水した水は、農業用水だけではなく、宰府町中の生活用水として利用されていたことがわかる。

これらの願い出に対して同年十二月に郡代頭山伝兵衛、神代助左衛門から通古賀村大庄屋竹森善次へ達せられた通知によると、「宰府社領分免用普請之儀、遂詮儀候処、大庄屋山内幸右衛門横折を以、存寄申出候通ニハ難申付候」と、宰府社領分の免用普請は不許可となっている。しかし続けて「尤何様難

指捨置場所茂有之、仕調難及自力、大造之普請等、社方より無抛願出有之候節ハ、其時々御詮儀次第之儀ニ候」とあり、自力に及び難い普請箇所については天満宮より願い出があればその都度詮議することとなった。

幸府社領分の免用普請は不許可となったが、幸ノ元井手については天保五年から同六年にかけて石井手普請に関する見積書が作成されている。天保五年一月に筒井村普請方善蔵、阿志岐村普請方平山仙十郎、石崎村普請方精三郎、立明寺村大庄屋善七、山家村大庄屋良平、通古賀村大庄屋竹森善次らが、幸ノ元井手の石井手寸法と普請のための人夫や大工、部材の見積を郡代に提出している。これによると、井手の構造は長さ一間の石井手に水請石張などが施されている。また、割石や切石、松木や竹、釘など多くの資材と、延べ人数で大工六八人、細工日雇二五人が必要とされている。大工は一人につき五匁、細工日雇は一人につき四匁の賃金であった。資材と大工および細工日雇賃金の合計四九七匁八分五厘が計上されている。これに延べ七一二五人の人夫が必要とされ、このうち九二〇人分を天満宮社家に割り振り（面役二二五人五歩の四順）、四三二人八歩分を幸府社領分に割り振り（面役一〇八人二歩）、残りの五七九八人二歩分を郡夫と見積っている。この見積通り普請が行われたかどうかを確認することは難しいが、幸ノ元井手は天保期に柴堰から石井手へと改修された可能性は高いと思われる。天保期の改修計画は、幸ノ元井手から取水した水の利用範囲や普請の負担のあり方、さらには井手の作りや構造などを解明する上できわめて貴重な情報を提供している。

2. 有吉家文書にみる明治・大正期の幸ノ元井手

有吉家文書のなかには明治期から大正期にかけての幸ノ元井手の維持管理や改修工事に関する資料が数点存在する。複数の資料が一綴になっているものもあるが、一覧すると表1の通りである。以下ではこれらを手掛かりに、明治から大正期にかけての幸ノ元井手の管理や修復について見て行きたい。

有吉林太郎は明治三十四年五月には幸ノ元井手から取水する田地を所有する地主の「幸井手係」をしている。すなわち「下作人氏名并金銭出納簿附記事」（20-2）によると「明治三十四年五月、幸井手係ハ有吉林太郎、大野宗栄、岡崎揆一郎ノ三名ナリシカ、岡崎ハ昨年末死去、大野ハ辞任、仍テ大野東次郎、熊沢直廉兩人新任セリ」とある。明治三十三年、三名の「幸井手係」のうち岡崎揆一郎が死去し、辞任した大野宗兵衛の後任に大野東次郎が就任し、明治三十四年五月時点では有吉林太郎と大野東次郎の二名が「幸井手係」を勤めていた。明治三十八年七月起の「幸井手掛関係簿」（20-28）は、世話係有吉林太郎、大野東次郎が作成した幸ノ元井手関係帳簿である。また明治四十一年の幸ノ元井手陥落損害賠償金授受関係の書類「井堰陥落ニ依ル損害賠償費」（20-35）にも「幸ノ元井堰世話人」として両名の名前が見える。有吉、大野ともに幸ノ元井手から取水する田地を所有する地主であった。

江戸時代以来、幸ノ元井手から取水された水が天満宮の境内や幸府の町中の用水に用いられ、幸府社領分、蔵納分の田を灌漑していた。「幸井手堰水掛」（20-9）によると、明治三十七年の幸ノ元井手の水掛田は13町1反3畝14歩、地主は32名を数える。

幸ノ元井手は明治十四年に位置の変更と石荒堰へ改築することが計画された。それに伴い地主惣代水城登三郎以下十四名は堰に隣接する田地の所有者へ水害発生時の防御準備と補償の約束をしている（「証」（20-39））。変更された位置や改築された石荒堰がどのような規模と構造をもつかについては詳しくはわからない。

幸ノ元井手は度々水害に見舞われた。明治三十七年六月の大洪水では、「幸井手洪水ニヨリ其堰止メハ流レタリ、依テ今日之ヲ理修セリ、但堰止メ用材ハ幸井手係熊沢ニ於テ代金取替代金ヲ支払急場ニ使用セリ」（「下作人氏名并金銭出納簿附記事」20-2）とあり、幸井手係の熊沢が代金を立て替えて

調達した用材を用いて「堰止メ」の急場の修理をしている。「右取替金員ハ町役場ヨリ熊沢へ相渡セリ」とあることから用材の費用は町役場から支出された。「三拾七年六月中大洪水ノ為メ水路堤防破損ニ付地主ニ於テ修繕ヲ施ス、金円貳拾銭（溝渕修繕并ニ堰板修理）、此賦課割」とあり、破損した水路堤防については地主が資金を出し合って修繕している。修繕費は地主負担が原則であった。例えば明治四十四年度分井堰水路樋管石垣修繕費予算百五十円は水掛田地十三町五反九畝五歩の地主に割られ、一反につき七十七銭三厘を徴収した（「幸ノ元井堰修繕費会計事績」（17））。

「堰止メ」については、明治三十四年の記事に「六月三日、幸井手せきとめノ第一回ヲナセリ、但堰止メ工事ニ賦役トシテ出ツルハ幸井手ノ水ヲ得テ田ニ注ク所ノ下作人ナリ、賦役ニ出テヨト通知セシムルモノハ貫利武八、右賦役ニ出テサルモノハ科料金参拾貳銭ヲ徴収スルモノトス」（「下作人氏名并金銭出納簿附記事」20-3）と記されている。つまり、幸ノ元井手では六月に下作人が賦役として井手を堰き止めることになっており、賦役に参加しなかった者は科料金三十二銭を徴収されるという決まりであった。

幸ノ元井手の修繕費は、有吉林太郎と大野東次郎を「幸ノ元井堰世話人」として、取水する田地の地主が負担していたことはこれまで見てきた通りである。多少の増減があるが明治期の地主数は三十名前後である。明治四十一年七月の洪水により幸ノ元井手が陥落して、被害を被った田地の所有者への損害賠償金も地主割りで負担した。この損害賠償の支払いは地主たちの地主総会により決議をうけて行われている。すなわち「賠償金貳百円、出収費用金貳拾円ト見積り合計金貳百貳拾円ヲ反別割ヲ以テ出収スル」、「出収費用ニ残余ヲ生シタル場合ハ之ヲ積立水路修繕其他ノ費用ニ充ツルモノトス」、「出収委員ヲ有吉林太郎、大野東次郎ニ付託ス」ことを決議し、地主を代表して西高辻真雅代理宮小路克三郎、小野隆助代理浦島弥助が署名している（「幸ノ元井堰関係地主総会決議録」（20-26））。幸ノ元井手をめぐる意志決定は原則として地主たちにより行われ、修繕費に加え井手により被害を被った田地への損害賠償についても地主負担であった。

これに対し、井手の維持管理費用については耕作者負担であったようである。例えば明治四十一年五月の「堰板請持人年手当」「溝サラへ人夫賃五人分」「切立人夫賃」は一人につき六銭ずつ耕作者四十五名で割っている（20-33）。このほか「明治三十二年度幸井手水引給割合」（20-63）では、畑を水田とした土地壱町四反九畝廿三步に対して高一反につき米二升ずつの水引給を徴収していることが確認出来るが、地主か耕作者かは判断できない。

以上、有吉家文書から明治大正期の幸ノ元井手について見てきた。まとめると以下の通りである。幸ノ元井手は明治十四年に井堰の位置が変更され石荒堰へ改築された。水害により破損した井堰の修繕費および被害を被った田地への損害賠償については地主負担で行い、「堰板請持人年手当」や「溝サラへ人夫賃」などの維持管理費は耕作者負担が原則であった。六月には下作人が賦役として井手を堰き止め、賦役に参加しなかった者は科料金三十二銭を徴収されるという決まりもあった。

有吉林太郎と大野東次郎は「幸井手係」「幸ノ元井堰世話人」として幸ノ元井手の諸般の事務に携わっている。明治十四年の井堰位置変更と石荒堰への改築に伴う隣接田地の所有者への水害防御策と補償の約定は地主惣代水城登三郎以下十四名が連署する形式をとっていたが、明治四十一年七月の洪水による幸ノ元井手陥落の影響により被害を被った田地の所有者への損害賠償金の支払いをめぐることは、地主総会で決議をしている。両者は性質の異なる史料のため単純比較は出来ないかもしれないが、明治十年代から四十年代にかけて、井手をめぐる意志決定のあり方が惣代による連署から総会による決議へと変化していると見なすことも出来るのかも知れない。今後は当該期の地域社会の変容のなかで幸ノ元井手を位置づけていく視角が必要であろう。

3. 幸ノ元井手関係略年表

天保3（1832）年11月

従来、太宰府天満宮領である宰府社領分の用水は社家銘々により普請を行うことになっていたが、不行届になりがちで、田植えに支障を来すこともあったところ、この度、同村が永岡触大庄屋山内幸右衛門の管轄するところとなったのを機に、幸右衛門が宰府社領分の用水を整えるために他の蔵入地並に藩よりの御修復銀を調達して諸普請を行うことを郡代に願い出る。〔竹森文書 301〕

天保4（1833）年6月

永岡触大庄屋山内幸右衛門、宰府社領分の幸の井手は宰府蔵納分の田にも水掛かりしており、府中第一の井手であるので、来春に石井手普請を郡代に願い出る。〔竹森文書 302〕

天保4（1833）年7月

太宰府天満宮の延寿王院、これまで柴関であったため度々の洪水で破損し、水掛かりが悪かった幸の井手を、石井手に修復してもらいたいため、寺社奉行に取り成しを依頼する。〔竹森文書 303〕

天保4（1833）年12月

郡代、宰府社領分の諸普請は、幸右衛門の願い出通りには出来ない旨を、通古賀触大庄屋竹森善次へ伝える。〔竹森文書 304〕

天保5（1834）年1月

筒井村普請方善蔵、阿志岐村普請方平山仙十郎、石崎村普請方精三郎、立明寺村大庄屋（高原）善七、山家村大庄屋（近藤）良平、通古賀村大庄屋竹森善次、幸の井手の石井手寸法と普請のための人夫や大工、材料の見積を「御笠郡太宰府幸ノ石井手御普請入用諸品夫積書上帳」として郡代に提出。〔竹森文書 305〕

天保6（1835）年8月

幸の井手の石井手寸法と普請人夫・大工、石材の見積を作成。通古賀触大庄屋竹森善次らの作成と考えられる。土台材木は普請方が見積を作成する。〔竹森文書 308〕

明治14（1881）年10月10日

幸ノ元井堰水掛田地所有主惣代水城登三郎以下14名、幸ノ元井堰を位置変更し石荒堰へ改築するのに伴い、堰に隣接する田地の所有者宮部敏朗へ対し、後年井堰のために水害が発生した際の防御準備と補償を約定する。〔有吉家文書Ⅲ20〕

明治34（1901）年5月

幸井手係に大野東次郎、熊沢直廉が新任される。有吉林太郎の計3名。〔有吉家文書Ⅲ20〕

明治34（1901）年7月

幸井手洪水により堰止めが流れる。地主が修繕。〔有吉家文書Ⅲ20〕

明治37（1904）年6月

大洪水のため幸井手水路堤防破損したため、地主負担で溝渕修繕并に堰板修理を施す。〔有吉家文書Ⅲ20〕

明治38（1905）年8月

幸ノ元田水害の復旧を見積もる。〔有吉家文書Ⅲ20〕

明治41（1908）年5月27日

有吉林太郎・大野東次郎、堰板請持手当・切立人夫賃など幸井手費用を耕作者へ示す。〔有吉家文書Ⅲ20〕

明治 41（1908）年 7 月 9 日

洪水のため陥落した幸元井堰の田地損害賠償について地主総会を開催。〔有吉家文書Ⅲ20〕

明治 41（1908）年 8 月 4 日

幸元井堰陥落による損害賠償金を地主より徴収。12 月 4 日に罹災した田地の地主へ渡す。〔有吉家文書Ⅲ20〕

明治 42（1909）年 3 月 13 日

セメント代・石垣工事請負高・石工人夫賃など有吉林太郎氏へ渡す。〔有吉家文書Ⅲ20〕

明治 43（1910）年 6 月 29 日

有吉秀吉、幸井手水路石垣工事受負金・セメント代・石工代等 19 円 23 銭を大野東次郎より受領する。ついで 7 月、神崎卯之吉、幸ノ元井手板張受負金 8 円を受領する。〔有吉家文書Ⅲ20〕

明治 44（1911）年 4 月 10 日

有吉秀吉、幸元井手樋管（土瓶）・石垣修繕工事を請け負う「幸元井手溝約定証」を大野東次郎・有吉林太郎へ提出。有吉秀吉、同日工事請負金のうち 30 円を受け取る。〔有吉家文書Ⅲ17〕

大正 2（1913）年 6 月

幸ノ元井堰石垣修繕。〔有吉家文書Ⅲ16〕

大正 2（1913）年 8 月 5 日

幸ノ元井堰水路修繕の件につき、太宰府町役場で地主総会が開催される。50 円の予算で水路漏出修繕工事を行うことを決議する。〔有吉家文書Ⅲ16〕

大正 2（1913）年 8 月 10 日～ 26 日

幸井手溝へ赤土入れる。「幸井手溝赤土入ル人夫并ニ諸費控帳」に人夫出方名簿あり。諸品・手当 17 円 19 銭、12 月 31 日に領収。〔有吉家文書Ⅲ16〕

大正 2（1913）年 12 月 27 日

幸井手世話人有吉林太郎・大野東次郎、幸ノ元井堰水路修繕費 27 円 73 銭を地主へ請求。セメント代含む。地主は修繕費を反別割で負担したものと思われる。〔有吉家文書Ⅲ16〕

大正 6（1917）年 3 月 8 日

幸井手破壊のため大工事の件、太宰府町役場で地主協議が行われる。〔有吉家文書Ⅲ15〕

大正 8（1919）年 4 月 29 日

幸の元井堰落成。ついで 9 月 9 日、幸ノ元橋落成の渡橋式が行われる。〔町制施行 61 周年記念「太宰府」〕

昭和 23（1948）年

幸元井堰の工事が行われる。〔太宰府市役所都市整備部維持課提供資料〕

（梶嶋政司）

表1 有吉家文書所収幸ノ元井手関係史料

史料番号	枝番	表題および細目録（内容）	年月日
15		〔記〕（幸井手破壊の大工事の件につき役場に参集願）	大正六年三月七日
16		大正二年事蹟	
	-1	〔記〕（幸ノ元井堰水路修繕の件協議集会開催通知及出席調）	大正二年八月四日
	-2	〔記〕（幸ノ元井堰水掛関係地主会議に於て決議候條通知）	大正二年八月六日
	-3	〔記〕（別紙計算書の通り修繕費負担額の通知）	大正二年十二月廿七日
	-4	大正二年度幸ノ元井堰水路修繕費	大正二年十二月廿七日
	-5	反別割（反別、負担額、関係地主氏名の記載）	
	-6	受領証	大正貳年拾貳月參拾一日
	-7	幸井堰溝赤土入候人夫并ニ諸費控帳	大正二年八月十日
	-8	大正二年度幸井手工事費収支計算書	大正二年度
17		幸ノ元井堰修繕費會計事蹟	明治四十四年分
	-1	四十四年分井堰水路樋管石垣修繕費予算	明治四十四年分
	-2	井堰水路石垣修繕費反別割収入簿	
	-3	幸ノ元井堰水路修繕計算書	四十四年七月
	-4	〔覚〕	
	-5	受領証	明治四十四年五月廿三日
	-6	幸ノ元井堰並ニ水路修繕費豫算	明治四十四年四月十五日
	-7	借入金証書	明治四十四年四月拾日
	-8	受取証	六月一日
	-9	受取証	四十四年三月十八日
	-10	受領証	明治四十四年五月
	-11	幸元井手溝約定証	明治四十四年四月十日
	-12	領收証	明治四拾四年四月十日
	-13	〔覚〕	
	-14	領收書	明治四十年 月 日
	-15	受取証	明治四拾四年七月五日
	-16	〔覚〕	
	-17	記	大正四年十二月廿日
18		幸井手掛畑田成調	大正四年八月一日調
19	-1	〔覚〕（幸井手掛費用負担につき相談開催）	大正四年八月廿三日
	-2	幸井手掛畑田成水利費買収帖	
20		〔綴〕	
	-1	幸井手水掛田反別書抜帳	明治廿四年七月調
	-2	下作人氏名并金銭出納簿 附記事	
	-3	仕様書	明治三十九年一月十四日
	-4	一人別計賦課表	
	-5	記（樋管・鳥居・堰板等一二円八〇銭）	四十年第七月十五日
	-6	証（井堰の変更により損害が出た場合の補償）	明治十四年十月十日
	-7	〔覚〕（人名書上）	
	-8	幸井手水路工事設計書	
	-9	幸井堰水掛	三十七年七月二日役場於写
	-10	幸井手水路工事設計	
	-11	筑紫郡太宰府町字幸ノ元田水カイニ付損シ荒見積り書	明治三拾八年七月七日
	-12	水カイ損シ見積り書	明治三拾八年十二月十日
	-13	臨時井堰費賦課表	三十八年八月十二日
	-14	出不足	
	-15	〔覚〕（人名書上）	
	-16	受取書（三条口井手溝修膳）	五月十六日

20	-17	〔封筒〕	
	-18	〔封筒〕	
	-19	〔封筒〕	
	-20	記	
	-21	記（金銭書上）	七月廿一日
	-22	幸井手掛費用	四十一年五月
	-23	〔記〕（地主人名書上）	
	-24	幸井手費用 記	四十一年五月廿七日
	-25	〔記〕（耕作者人名書上）	
	-26	幸ノ元井堰関係地主総会決議録	明治四拾壹年七月九日
	-27	〔記〕（地主人名書上）	
	-28	幸井手掛関係簿	明治三十八年七月起
	-29	幸井手掛地主小作人井堰人夫到着簿	
	-30	三十八年七月一日洪水井堰陥落	〔明治三八年ヵ〕
	-31	一人別集計賦課表	
	-32	三十八年七月 □井堰再陥落井堰費	〔明治三八年ヵ〕
	-33	四十一年五月切立費用 耕作者負担	〔明治四一年ヵ〕
	-34	幸井手田反別調	三十八年七月十日調
	-35	井堰陥落ニ依ル損害賠償費	明治四拾壹年八月四日
	-36	賠償費徴収簿	
	-37	賠償費切立費用其他支出	
	-38	受領証（井堰陥落による田地損害賠償）	明治四拾壹年拾貳月四日
	-39	証（井堰の位置変更により将来損害が出た場合の補償）	明治十四年十月十日
	-40	添書	明治十年 月
	-41	告知（書幸ノ元井堰の位置変更により将来損害が出た場合の補償）	明治四拾壹年〔八月廿五日〕
	-42	幸ノ元井堰並ニ水路修繕費豫算告知書	明治四十四年四月十五日
	-43	記（紙代・告知書配布人夫等受取）	第七月八日
	-44	記（松一寸板・六〇銭）	四十二年三月十二日
	-45	記（セメント代）	四月七日
	-46	記（石垣代）	明治四拾貳年四月九日
	-47	記（幸元井手水道口修繕料）	明治四拾貳年四月九日
	-48	見積書（幸元井手雨カマチ石垣）	明治四十二年旧五月廿七日
	-49	幸ノ元井堰修繕費予算表	明治四十三年六月三日
	-50	見積証	明治四拾参年四月拾貳日
	-51	見積書	明治四拾参年四月十四日
	-52	四十三年幸ノ元井堰修繕費徴収簿	〔四十三年〕
	-53	告知書（幸ノ元井堰水路修繕費反別割）	明治四拾参年〔六月十五日〕
	-54	受領証書（幸ノ元井堰水路修繕費反別割）	明治四十三年六月八日
	-55	告知書（幸ノ元井堰水路修繕費反別割）	明治四拾参年〔六月十五日〕
	-56	受領書（幸ノ元井堰金取立人夫）	四十三年六月廿三日
	-57	控（金銭、氏名書上）	
	-58	告知書	明治四拾参年六月十五日
	-59	〔書簡〕	（明治四十二年）六月廿日
	-60	記（幸ノ元井堰水路修繕費反別割）	明治四十三年六月廿九日
	-61	受領証（幸ノ元井堰板張受負金）	明治四拾参年七月 日
	-62	受取証（井堰水路費）	明治四十三年六月一日
	-63	三拾二年度幸井手水引給割合	

（注）太宰府市史資料室作成「有吉家文書目録Ⅲ」を加工して作成

写真図版



幸ノ元井堰第1次調査全景（西から）



幸ノ元井堰第1次調査全景（右が北）



幸ノ元井堰第1次調査全景（右が北）



幸ノ元井堰第1次調査全景（右が北）



幸ノ元井堰第1次調査全景（東から）



幸ノ元井堰第1次調査石畳（SX001）全景（西から）



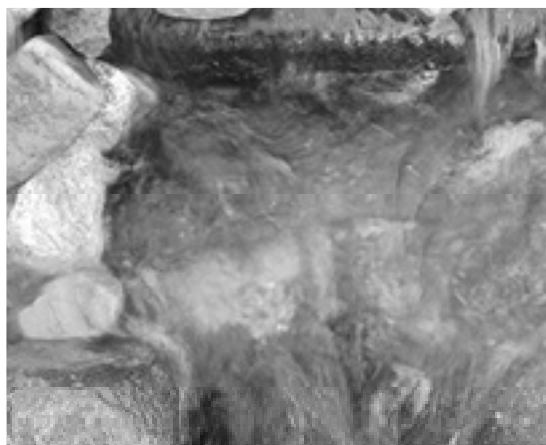
幸ノ元井堰第1次調査石畳 (SX001) 北端 (西から)



西側角材列 (SX002) (南から)



ホゾ穴状況 (SX002a) (西から)



ホゾ穴状況 (SX002f) (西から)



ホゾ穴状況 (SX002b) (西から)



ホゾ穴状況 (SX002g) (西から)



ホゾ穴状況 (SX002c) (西から)



ホゾ穴状況 (SX002h) (西から)



ホゾ穴状況 (SX002d) (西から)



ホゾ穴状況 (SX002i) (西から)



ホゾ穴状況 (SX002j) (南から)



ホゾ穴状況 (SX003c) (西から)



東側角材列 (SX003) (南から)



ホゾ穴状況 (SX003d) (西から)



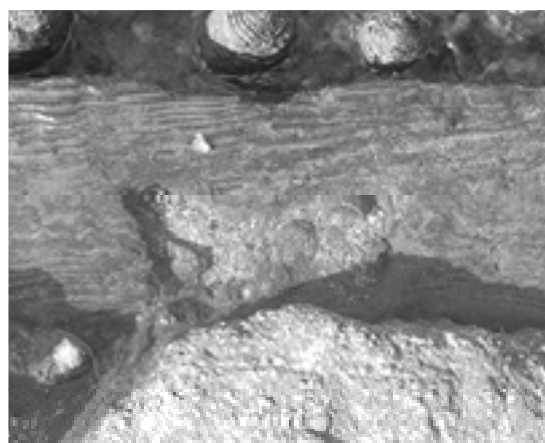
ホゾ穴状況 (SX003a) (西から)



ホゾ穴状況 (SX003e) (東から)



ホゾ穴状況 (SX003b) (西から)



ホゾ穴状況 (SX003f) (東から)



ホゾ穴状況(SX003g) (東から)



流れに平行する角材(SX004) (東から)



ホゾ穴状況(SX003h) (西から)



流れに平行する角材抜き跡(SX006) (西から)



ホゾ穴状況(SX003i・j) (西から)



流れに平行する角材(SX010) (東から)



流れに平行する角材(SX004) (西から)



流れに平行する角材(SX011) (南西から)



石敷き南側 (SX007・SX008) (西から)



SX009 ④ 胴木北側支木 (東から)



SX009 胴木 (北西から)



SX009 ⑤ 胴木南側支木 (東から)



SX009 胴木 (南から)



SX009 胴木南西端部 (東から)



SX009 ① 北端部 (東から)



平成 15 年夏の災害で欠失する前の固定堰 (北西から)

壁石

同式枚

長四尺五寸
巾壹尺五寸
厚九寸

郷夫工数貳拾四人

右ハ荒石割立切立手間壹枚ニ付拾貳人掛

天井石

同三枚、

長四尺
巾壹尺三寸
厚八寸

郷夫工数貳拾七人

右ハ荒石割立切立手間壹枚ニ付九人掛

同拾人

右ハ仕調手間

御郡夫拾貳人

右ハ仕調手伝夫

同三拾人

右ハ山所手伝夫

同三拾八人六歩

右ハ普請所之板石持出夫一日三度持

ノ

板石八枚

郷夫工数九拾七人

御郡夫八拾人六歩

右之外土台材木ハ普請方積り

右ハ仕調手間壱間口貳人掛ケ

一井手下打落張

長八間
巾壱間
下り三歩

割石貳坪四合、

郷夫工数六拾人

右ハ荒石割立手間□坪右同断

同工数四拾人

右ハ仕調手間平坪五人掛ケ

一両蒲地石垣

長拾貳間

高拼六歩

入拼四歩

割石貳坪八合八勺

郷夫工数七拾貳人

右ハ荒石割立手間壱坪右同断

同工数三拾六人

右ハ仕調手間壱間口三人掛

同郡夫百七拾四人

右ハ石場手伝夫

同貳百四拾人

右ハ仕調手伝夫

同千四百六拾五人

右ハ割石持出夫一日三度持

✕

割石拾七坪五合八勺

郷夫工数七百五拾五人五歩

御郡夫千八百七拾九人

一五坪壱合貳勺 ぎち土

一四坪、 あらこ石

右之外土台杭木并した等ハ普請方積り

さや井手水取

一石井樋壱ケ所新規

長四尺

横内法貳尺五寸

高同壱尺五寸

底石

板石三枚、

長四尺三寸

巾壱尺五寸

厚九寸

郷夫工数三拾六人

右ハ荒石割立着手間壱枚ニ付拾貳人掛

御郡夫百五拾人

右ハ石場手伝夫

同百六拾八人

右ハ仕調手伝夫

同千貳百七拾八人三歩

右ハ割石持出夫一日三度持

ノ

割石拾五坪三合四勺

郷夫工数六百拾壺人五歩

御郡夫千五百九拾六人三歩

一三坪五合

あらこ石

一五坪壺合式勺

ぎち土

ノ

右之外土台材木杭木并しだ等ハ普請方積り

□石井手

さや

一石井手壺ヶ所 新規

長八間

打流五間

下り三歩

但砂吐巾壺間半、下り式歩

割石拾貳坪

内

貳坪五合、 有来古石取用見込

残而九坪五合、

郷夫工数貳百三拾七人五歩

右ハ同村抱三浦谷ニ而荒石割立手間一坪貳拾五人掛ヶ

同工数貳百人

右ハ仕調手間平坪五人掛ヶ

一井手端口□□堰

長八間

高五歩

入り五歩

割石貳坪

郷夫工数五拾人

右ハ荒石割立手間、壺坪右同断

同工数貳拾四人

右ハ仕調手間壺間口三人掛ヶ

一井手表張返

長八間

巾五歩

下り式歩

割石八合

郷夫工数貳拾人

右ハ荒石割立手間壺坪右同断

同工数拾六人

竹森文書308

(表紙)

「天保六年

宰府村御社」

未八月

さや

一石築立井手壺ヶ所

新規

長八間
高壺間
根置壺間半
築留壺間

但砂吐巾壺間半、下り式歩

割石拾坪

内

式坪五合、有来古石取用見込

残而七坪五合

郷夫工数百八拾七人五歩

右ハ同村抱三浦谷ニ而荒石割立手間一坪式拾五人掛

同工数老百四人

右ハ仕調手間壺間口拾三人掛

一井手表張返

宰府村

割石八合、

郷夫工数式拾人

右ハ同所ニ而荒石割立手間壺坪右同断

同工数拾六人、

右ハ仕調手間壺間口式人掛ヶ

一井手下打落張

長八間
巾式間
下り三歩

割石四坪八合、

郷夫工数百式拾人

右ハ荒石割立手間壺坪右同断

同工数八拾人

右ハ仕調手間平坪五人掛

一両蒲地石垣

長七間
高拼八歩
入拼四歩

割石式坪式合四尺

郷夫工数五拾六人

右ハ荒石割立手間壺坪右同断

同工数式拾八人

右ハ石垣仕調手間壺間口四人掛り

大工六拾八人

賃錢三百四十四百貳拾六十六分

但老五人五付五充五

六匁貳分充

〔付箋〕「只今之現實錢六匁貳分御渡方奉願上」

細工日雇貳拾五人

賃錢百拾貳匁目五分

但老二人二付四匁五分充

錢四百九十七匁八分五厘五百七拾八匁七分八厘

夫數七千百貳拾五人

社家分面役人數割分分

貳百貳拾五人五步

社領分右同

百八人貳步

□□面役

貳千貳百八拾四人六步五厘

右面役之通ニ御座候間、順數等之儀ハ御評義被為下度奉存候事

右積方之儀被仰付、私共主意重疊申合、積書上申候処相違無御座候、然ルニ郡中難差延御普請所段々有之、凡見込余分之夫高二御座候、右石井手自然御普請被仰付義ニも御座候ハ、一兩季之内ニハ郡中ら出夫出来仕兼可申奉存候得共、以操合来未秋石持出申付、申春仕調相成候ハ、可然哉与評義仕候、勿論非常之義も御座候ハ、其節ハ御差延之儀

可申上、宜御評義被仰付可被為下候以上

（二丁白紙）

天保五年
正月

神代与兵衛様

頭山伝兵衛様

筒井村普請方

善藏

阿志岐村普請方

仙十郎

石崎村普請方

精三郎

立明寺村大庄屋

善七

山家村大庄屋

良平

通古賀村大庄屋

善次

同百八人式歩、
三百廿五人、

社領分
右同断、

櫛式本

中竹六拾本

（長老間
末口六寸

右同断

同九拾三人四歩、

御藏納分

齒梁四百式拾把

式百八拾人

右同断、

四寸釘拾式本
代錢六分

割石五拾五坪

水踏車式挺

切石六枚

長四尺

損料拾三匁三分三厘
但見込

松木拾六本

（長式間老尺
五寸角減取

右繕杉板半坪

但四歩板

同板式枚

（長式尺八寸
巾八寸
厚老寸五歩

同式寸釘百本
代錢三匁三分三厘

但同断

同式寸角老本

長五尺

同老寸五歩釘五百本
代錢式匁七分七厘

但同断

一丸太式百拾五本
百三十五本

（長三間ろ三尺五寸「」
末口六寸ろ三寸迄

五ッ 田子
代錢七匁五分

五ッ そふけ
代錢四匁五分

同杭三百三拾本

（長老間末口五寸
式本持ろ五本持迄

五枚 筵

代錢六匁六分五厘

桁八本、	長三間、 末口三寸、	同
梁六本、	長貳間、 末口三寸、	同
掬首拾六本、	長壹丈、 末口三寸、	同
棟木貳本、	長三間、 末口三寸、	同
六拾本、	中竹	
六束、	小竹	
貳百抱、	しだ	
六束、	半縄	
細工雇拾人、		
夫九拾貳人、	松丸太伐持出	
同貳拾七人、	中竹小竹伐持出	
同四拾人、	木屋掛手伝夫	
同五拾七人、	藁半縄夫役之分	

ノ夫貳百拾六人、	
合夫七千百貳拾五人、	
内	
面役貳百貳拾五人五歩	社家分
九百貳人	四順仕捨
右出方被相願候分	
同百八人貳歩	社領分
四百三拾貳人八歩	右同断
右同断	
ノ千三百三拾四人八歩	
残而五千七百九拾人貳歩	御郡夫
(貳百貳拾五人五歩)	
現面役「」	社「」
六百七拾六人半、	三順仕捨り、
右出方申合承知相成居申候	

同式拾人、

水車踏

(付箋)「水除場所有之ニ付可宜評義仕候」

土三拾坪八合、
夫貳百四拾六人、

坪ニ八人懸、

同六拾人、

大工手伝

同七拾人、

普請所湯涌シ

井手下左右干寄除、

同五拾人、

諸口使夫

長七拾間、

同五拾人、

普請所跡片付

横挫壱間半、

同三拾人、

胴突并水車持運ひ

深拼六歩、

同三百人、

操石あらこ持寄

土六拾三坪、

同百貳拾人、

郷夫方内夫

夫百八拾九人、

坪ニ三人懸、

同貳拾人、

水門石并材木共々持出

同百人、

瀬替入用

夫貳拾八人、

空俵藁半縄、
夫役之分

一左右石垣土手取除埋、

長拾四間、

横貳間、

〆夫六千九百九人、

深サ壱間、

土貳拾八坪、

夫百四拾人、

坪ニ五人懸ケ、

郷夫方大工
一細工木屋式ケ所、

長三間、
横貳間、

水請石張下掘下ケ、

長拾壱間、

横四間、

柱拾八本、

長壱丈、
末口三寸、
松

深サ七歩、

右同	五本持	松杭	夫三千四百三拾八人、	割石五拾五坪 日々四度持
一五拾本、				
右同				
一貳本、	小井		同四百六拾九人、	松丸太持出
貳組、	踏車		同百拾人、	松杭貳本持 五本持切持出共二
五ツ、	田子		同五拾五人、	した貳百五拾抱伐持出
五ツ、	片口そふけ		同八人、	小竹四束切持出
五枚、	筵			
六ツ、	掛矢		同百人、	齒口結ぎち 五坪持寄
右之外水車繕板釘現入切を以御渡方奉願ル				
一百俵、	空俵		同百六拾人、	古井手取除 石張分地拼シ
一三拾抱、	藁		同五百五拾貳人、 四十三人	郷夫方山所手伝 し□□壺人半役
一壺束、	半縄			
一貳束、	小竹		三百五拾貳人、	同石張手伝
一大工拾人、	踏車損繕見込		「」拾人、	石持出道作り
一同壺人、	掛天仕調		夫六拾人、	土台仕居手伝
一同五人、	胴突繕見込		同八拾人、	大杭打胴突懸り
一細工日雇拾五人、	胴突根取		同三拾三人、	杭打
右之外踏車借り立損料錢御渡奉願候			同拾八人、	末口物根伐

式百本、 式本持、 杭

石張水請分
六拾抱 しだ

此外仕居手間現入切奉願候
大工三拾三人、 切組

同拾六人 土台大杭
削并水
もり共

一両蒲地石組、 長拾六間、
高サ五歩、
入四歩、

割石三坪三合
(貼紙)「石井手張上ケ之上ニ仕調之積ニ付、土台木御願不申上候」

井手口

一水門巻ケ所
長四尺、
横内法式尺五寸、
高サ同巻尺五寸、

天井底

切石四枚、 長四尺、
巾巻尺五寸、 切石
厚サ八寸、

子壁 式枚、 長四尺、
巾巻尺五寸、 切石
厚サ八寸、

戸板 式枚、 長式尺八寸、
巾八寸、 松板
厚巻寸五歩、

引手さん木 長五尺、
巻本、 式寸角、 松

笠柱 長三尺五寸、
三本、 末口四寸、 同

戸前附 拾式本、 四寸 針

同仕調 三人 大工

瀬替入用入方 一五拾抱、 した

幸ノ井手

一石井手巻ケ所

但齒口高サ八歩下四歩、

長拾巻間、
打流シ五間、
下り挫六歩、

割石三拾九坪六合、

土台

拾巻本、

長式間巻尺、
末口六寸、
松、

百拾抱、

した

一井手長張返シ

長拾巻間、
巾巻間、
入五歩、

割石三坪三合、

土台

拾巻本

長式間巻尺
末口六寸

松

井手水請石張、

長拾巻間
打流シ式間
下り四歩

割石八坪八合、

土台

□巻本

長式間「
「

貫

□本、

同
長式間「
五寸角「

五本

八拾本、

同杭共ニ
長巻間、
末口五寸、

同石張下敷土台

六拾本、

長三間、
末口三寸、

同

栓掛天木

式本、

長巻間、
末口六寸、

檜

容被為下候共、強チ所別急ニ「」御願為申上候儀ニ而ハ
無御座候間、横折面之趣何分共宜様「」被為下度、偏ニ奉願
上候以上

永岡「」

山内幸右衛門（印）

天保四年六月

神代助左衛門様

頭山伝兵衛様

竹森文書303

（端裏書）「□、十月廿日、御用人衆ら御下ケ被為成候旨ニ而、三奉行衆ら助左衛門殿へ

引合有之候写 十二月十七日役所ニ而、林栗田殿ら、書物御達有之」

奉願口上之覚

一当社領之内、幸ノ井手之儀ハ、鄙院始メ自作社家之内、社役田・御造営預り并拝知田
方ニ懸候水筋ニ而、是迄柴閼ヲ以相仕廻来候得共、每洪水破損仕、年ニ而ハ五六度
も相損シ、水掛り悪敷、田水払底ニ御座候由、且又右水筋御社辺并府内中之用水ニも、
余水御藏納分并ニ近村諸処迄も、田水相通候間、右之井手至而丈夫ニ有御座度奉存候
得共、何分年々之儀ニ付、難及自力ニ御座候、右ニ付而者大造之儀ニ御座候得共、此
節何卒石井手ニ御修覆被仰付被為下候様、鄙院始自作社家中も一統奉願候、此段宜敷
御執成奉願候已上

延寿王院

天保四年巳ノ七月

久野作右衛門殿
小嶋源五右衛門殿

竹森文書304

宰府社領分免用普請之儀、遂詮儀候処、大庄屋山内幸右衛門横折を以、存寄申出候通ニ
ハ難申付候、尤何様難指捨置場所茂有之、仕調難及自力、大造之普請等、社方ハ無抛願
出有之候節ハ、其時々御詮儀次第之儀ニ候条、其旨相心得可申候事

頭山伝兵衛

神代助左衛門（印）

（天保四カ）

巳 十二月

通古賀村

大庄屋

善次江

竹森文書305

（表紙）

「 天保五年

御笠郡太宰府幸ノ石井手御普請御普請入用諸品夫積書上帳

正月

二月廿六日□□

Ⅶ．幸ノ元井堰関係文書

竹森文書301

申上覚

一宰府御社領分御田畠大鳥居分・小鳥居分・社家自作分与夫々相分居申候、然ル処右御田地養水井手々ヲ始、井樋・唐戸・笕・瓶井樋等之諸普請、延寿王院ヲ始、小社家・名子等ニ至迄、銘頭々々諸普請致来候由ニ而、一円行届居不申、川筋之御田地洪水ニ而洗崩、其形打捨ニ相成居候場所儘有之、適ニ者堤等茂築立有之候得共、堅樋・底樋等之仕替も不行届、年来土砂洗込、誠ニ荒堤同様之形成ニ有之候得共、右等之普請ハ猶更怠ニ相成居申候、然ルニ同所此節私触下ニ被仰付候間、右体諸普請不調之儀承、糺候処、已前より御取構不被仰付、尤何之頃歟、川筋夥敷洪水荒出来いたし候年柄有之、其節者御郡夫聊加勢有之たる由、其外ニ者何ぞ御取構被下候儀無之趣ニ相聞候、如何之訳ニ而右之通諸普請一切御構不被仰付与申儀、庄屋組頭迎も勘弁仕居不申候、夫故村役之才判も等閑ニ打過居申様ニ見及申候、御社領分之御田地者御社頭御寄附ヲ始、御社中江拝領被仰付置候御知行田地ニ候得共、根付皆作書物等茂、矢張同所庄屋組頭々脇村並之書物指上、将又凶作之年柄ハ、御免返上御願申上、自作分も頼ニよつてハ同様相願候儀ニ御座候、然ルヲ右体諸普請不行届儘ニ打捨有之候而者、自龜作ニ相成、或水損之儘苗指茂出来不仕場所等有之、尤當時者銘頭之損失ニ而相済居申候得共、畢竟ハ則御上之御失徳歟と奉恐敷候、御免用御普請之入財者素リ、御修覆銀之御建ニ而、右御銀之根元者、御藏納ヲ初御家中之御所務迄も御掛出ヲ以御償ニ相成居申御事歟ニ奉承知候、宰府御社領分茂、右御修覆銀上納ニ相成居申儀者、明白ニ御座候得者、右体諸普請御取構不被仰付次第ニ有御座間鋪敷と乍憚勘弁仕候、併御同社之御儀者外々之御社領とハ格別之御次第も被為在候

歟ニ承居申候得者、愚昧之了簡ヲ以、一円ニ可申上儀ニ茂有御座間敷哉共奉存候得共、是迄之通御田地養不行届、或洪水荒等之儘、眼前御田畠之費ヲ見及候儀、当役之身柄ニ而何分何難相忍、且者皆作書物等之御趣意ニも違、彼是唯々奉恐入候、強チ前断御修覆銀上納有無ニ御拘被為在候御儀ニも有御座間敷候へ共、何御詮儀被為加候ハ、追々取調子漸々以、諸普請相調候様仕度奉存候間、御慈悲之上、何分共宜様偏奉願上候已上

永岡村大庄屋

幸右衛門（印）

天保三年十一月

神代助左衛門様
頭山伝兵衛様

竹森文書302

永岡村大庄屋山内幸右衛門「」

宰府御社領分諸普請之儀、去冬横折を以御願申上置候処、追^々□御評議茂被為下候趣難「」^{々々}「」、全体之処ハ敢而差急候儀ニも無御座候得共、幸と申所養水井手□普請之儀、御社中ら近年存□ニ相成、既ニ当春普請之筈と申談ニ相成居申、尤入用夫ハ一切「」御助情之儀与茂、御手筋江御願出ニ相成含と相聞折柄、私前断横□差上候ニ付、当時右普請茂「」成居申候、右井手ハ社家分專之地、専之養水ニ候得共、右ニ「」御社領分・御藏納分^近之御田地ニも用達仕、府中第一之井手所と相聞申候間、横折面之趣御聞「」被仰付候ハ、来春右井手石普請之儀、当月ニ御願為申上度奉存^{候之}□、先此沓ヶ所差向、其外ハ横折面之趣、仮令一統並御許

VII.
幸ノ元井堰關係文書（太宰府天満宮所蔵分）

報告書抄録

ふりがな	さやのもといぜき									
書名	幸ノ元井堰									
副書名	第1次調査									
シリーズ名	太宰府市の文化財									
シリーズ番号	第91集									
編著者	井上信正 城戸康利 梶嶋政司									
編集機関	太宰府市教育委員会									
所在地	福岡県太宰府市観世音寺 1 丁目 1 番 1 号									
発行年月日	2007（平成19）年3月31日									
ふりがな 所収遺跡名	大宰府条坊 【鏡山復原案】	ふりがな 所在地	コード		座標（国土座標第II系）		調査期間		調査面積 ㎡	調査原因
			市町村	遺跡番号	X	Y	開始	終了		
さやのもといぜき 幸ノ元井堰 第1次調査	条坊外	だざいふしおおあざだざいふ 太宰府市 大字太宰府4908-1	402214		58020.00	-42975.00	20031222	20041109	400	河川復旧
	遺跡種別	時代	主要遺構		主要遺物			特記事項		
	井堰跡	近世・近代～	石敷き遺構・胴木					井堰に伴う遺構か？		

太宰府市の文化財 第 91 集

さや の もと い ぜき

幸 ノ 元 井 堰

第 1 次調査

平成 19 年（2007）年 3 月

編集 太宰府市教育委員会
発行 〒818-0198
福岡県太宰府市観世音寺 1 丁目 1 - 1
印刷 信光社印刷有限会社
〒838-0065
福岡県朝倉市一木 32-1

印刷仕様：
画像スクリーン線数 200 線以上
アルミ PS 版使用